

平成 30 年度 事業者説明会資料

平成 31 年 3 月 20 日 (水)

**富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課**

(2 / 3 冊)

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料(平成30年3月7日)からの抜粋

【障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

障害者の就労支援の推進等について	67
地域生活支援拠点等の整備促進について	103
地域生活支援拠点等について【初版】	105
訪問系サービスについて	124
障害者優先調達推進法について	138
強度行動障害を有する者等に対する支援について	142

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成30年3月14日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushih/kaigi_shiryou/index.html

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な運営について

① 就労移行支援について

(ア) 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、これまでの報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するなどの対応を行ってきた。

また、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に対しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等においては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標値として設定することとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされている。【関連資料1】

一方、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎に大きくバラツキがある状況であることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。【関連資料2】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。

例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めていただきたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、就労継続支援事業所等への訪問・巡回を積極的に行うとともに、企業訪問も行い職場実習先を確保するなど、関係機関等が連携し、一般企業への就労を促進する取組を行っているので、このような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただくようお願いする。【関連資料3】

(イ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後6か月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価している。

また、障害者基本計画（第4次）では、「就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。」こととしている。

このため、現在、国では多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容の整理し、全国の就労移行支援事業所の取組の参考にしていただくため、「就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究」（平成30年度障害者総合福祉推進事業）を実施している。

調査結果がまとまり次第、各都道府県や関係団体等に周知することとしているので、当該調査研究の結果も参考にしながら、支援の質の向上に取り組むとともに、一般就労に向けた取組を推進していただきたい。

さらに、本年度4月から新たに就労定着支援事業を創設しているところであるが、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業所、利用者数としては3,495人となっている。

しかしながら、就労移行支援事業所が3,303事業所（平成30年10月現在）であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。

職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であることから、制度創設の趣旨も踏まえ、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい。

② 就労継続支援A型について

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。

このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
- ・ 就労機会の提供に際し収益の上がらない仕事しか提供しない事例

など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていたことから、これまで報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

さらに、平成29年4月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、指定権者は新たな指定をしないことを可能にする（いわゆる「総量規制の導入」）
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を上回っていなければならない

等の対応を図ったところであり、これらの経緯を踏まえ、以下の取組をお願いする。

（参考：これまでの就労継続支援A型に関する報酬・基準の見直し）

時期	対応内容
平成24年10月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成24年度報酬改定）
平成27年9月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ①暫定支給決定の適正な運用の依頼 ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示（不適切な事例）

	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	<p>短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成 27 年度報酬改定）</p>
平成 28 年 3 月	<p>就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知）</p> <p>① <u>暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼</u></p> <p>② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼</p>
平成 29 年 4 月	<p>指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定</p> <p>① 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない</p> <p>② 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。）</p> <p>③ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない</p> <p>また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能とした。</p>

（ア）就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援 A 型の事業所数については、近年の大きな伸びと比して、直近の伸びは鈍化しているものの、数次にわたる事業運営の適正化等の中にあって、依然として増加している状況にある。【関連資料 4】

このため、新規指定時には、改めて、就労の機会の提供にあたって収益の上がる仕事の提供が想定されているか、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、当然のことながら、事業計画に沿った事業運営が可能なのかどうかについては、書類上の審査だけでなく、事業計画上に記載されている収入を確保するために、どのような販路があり、どのように売り上げ

を確保するのか、競合他社と比べてどのようなことが優位な点となるのかなども含めて挙証資料の提出と併せてヒアリングを通じてしっかりと確認すること。

また、障害保健福祉担当部局のみで指定の可否を判断できない場合には、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局の協力を仰ぐなど、組織内での横断的な連携体制の構築を図ること。

加えて、都道府県等だけでは指定の可否を判断できない場合には、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

さらに、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いする。

(イ) 就労継続支援A型の経営改善等について

生産活動収支から利用者賃金が支払われていない場合には、経営改善計画書を作成し、提出を求めるとしている。

経営改善計画書については、平成29年3月の通知において、更に1年間の経営改善計画書を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成30年度から就労継続支援A型の報酬体系が改定されることも踏まえ、

- 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

には、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料5】

経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

なお、経営改善状況等の把握、判断においては、指定の可否の判断における対応と同様に、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局から助言を得るなど、組織内での横断的な連携を図ること。

また、各事業所の経営改善の取組を支援する機関のひとつとして、中

小企業、小規模事業者から経営上のあらゆる相談に無料でお応えする「よろず支援拠点」が全国に設置されており、よろず支援拠点の中には、就労継続支援A型・B型も含めて経営改善事例を作り上げたいと協力的である拠点もあることから、事業所の方々にも「よろず支援拠点」のような支援機関の活用も検討していただくよう都道府県等から依頼していただきたい。

(参考URL：よろず支援拠点)

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

国においても、就労継続支援A型事業所が健全な運営となるように、以下の調査研究を実施しているため、各都道府県等にはこれらの調査研究について広く就労継続支援A型事業所にも周知していただきたい。

また、平成31年度の工賃向上計画支援等事業については、全都道府県において就労継続支援A型事業所の経営改善支援が実施可能となるように予算を確保したので、当該補助事業を活用した支援についても検討いただきたい。

- 就労継続支援A型・B型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析にかかる調査研究（平成29年度障害者総合福祉推進事業）

就労継続支援A型については、平成26年度には生産活動収支から利用賃金の支払いができていなかったが、平成28年度には生産活動収支から利用者賃金の支払いができるようになった事例を主に掲載している。

(調査結果)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307924.pdf>

- 就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業）

主に平成29年度に経営改善計画書を提出した就労継続支援A型事業所のうち、平成29年度中に生産活動収支から賃金を支払えるようになった事例を経営改善のポイント等も含めて整理し、周知することとしている。整理でき次第、各都道府県、関係団体等に周知するので当該調査研究も参考に経営改善や経営改善支援に取り組んでいただきたい。

(ウ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援A型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るために、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じた7段階の基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための

指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算

- 就労継続支援A型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援A型事業所利用者の全国平均の賃金月額は74,085円、対前年比3,365円（4.8%増）となっている。

平成18年度の制度創設以降、精神障害のある方の利用者数が増え続ける一方、精神障害のある方は週20時間以上30時間未満の働き方が多い傾向にあったため、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料6】

今年度から就労継続支援A型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象とともに、工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援A型事業所も補助対象としている。

来年度からは、就労継続支援A型に対する経営改善に係る支援について全都道府県で実施していただくよう必要な予算を確保しているので、就労継続支援A型に対する経営改善のための支援について検討いただきたい。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いする。

（エ）事業廃止に伴う利用者の再就職先の確保について

一昨年から昨年にかけて、一部の地域における就労継続支援A型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が発生した。

就労継続支援A型事業所が廃止される場合には、まず利用者の再就職先等を確保することが最優先事項であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援A型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項を次のとおり明確化したので、各都道府県等におかれては、指定事業者に徹底していただくようお願いする。【関連資料7】

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(才) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

平成28年度に、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成28年12月に

○ 就労継続支援A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする

○ 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となつた。

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、適正なサービスを支給決定する観点から必要なことであることから、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成29年7月14日職発0714第5号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月18日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び

生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援A型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料8】

③ 就労継続支援B型について

(ア) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援B型に係る報酬については、工賃の向上を通じた、利用者の地域での自立した日常生活及び社会生活を支援するため

- ・ 利用者に支払う工賃が高いほど、利用者の自立した生活や、生産活動に労力を要することから、平均工賃月額に応じた7段階の基本報酬を設定
- ・ 就労継続支援B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額は15,603円、対前年度比308円増(2%増)となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から27.6%上昇している。【関連資料9】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、7.7%の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。【関連資料10】

就労継続支援B型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、平均工賃月額が3千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。

また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センター

への移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となつてくる。

さらには、そもそも就労継続支援B型事業の指定の可否を判断する段階において、平均工賃月額が3千円を上回るような申請内容になつてゐるかについて事業計画も提出させた上で確認すべきであることをご認識いただきたい。

また、現在、国における予算事業（モデル事業）において、今年度は、主に平均工賃月額が1万円未満の事業所において、受託法人からの支援を受けて、平均工賃月額が倍増になった実支援事例を整理しており、現在整理している事例の中には、工賃向上とともに利用者のやりがいを高め、利用率を高めることができた事例などの実事例を経営改善のポイントも含め整理している。

今後、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるので、こうした実事例も参考にしつつ、各地域の実状に即した支援内容を検討し、工賃向上に実行性ある支援に取り組んでいただくようお願いしたい。【関連資料11】

（イ）工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまで、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることについては、工賃向上はもとより、共生社会の実現のためにも重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求め工賃向上計画を策定していただくことを依頼していたが、引き続き関係部署等の参画も求めつつ、工賃向上に向けた取組を実施していただきたい。

【関連資料12】【関連資料13】【関連資料14】

(ウ) 就労継続支援B型の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(エ) 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(i) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的原因として、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

(ii) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。

これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就

労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関)において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができるとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

④ 就労定着支援について

平成28年の障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より就労定着支援が新たなサービスとして開始されている。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で3年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いている。

就労定着支援に関しては、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業所、利用者数としては3,495人となっているところであるが、就労移行支援事業所が3,303事業所(平成30年10月現在)であることとも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であるとのご意見もあることから、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい(再掲)。

改めて、障害者就労において、一般就労後の職場定着が重要であることは論をまたないところである。一般就労への移行の促進と就労定着支援の体制整備は地域において両輪で進めていかなくてはならない課題であり、仮に、就労定着支援の体制整備が十分に進まない地域があるとすれば、自立支援協議会等において地域の関係者と早急にこの課題を共有するなど、地域をあげた対応をお願いしたい。

⑤ 在宅においてサービスを利用する場合の取扱い

ICTを活用して在宅勤務するテレワークが普及ってきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるも

のであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成30年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のようないふては、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のために柔軟な対応をお願いしたい。【関連資料15】

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengok-yokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成29年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

特に、来年度については、基本事業において、新たに販路拡大のための商談会等を実施することをメニューに加えるとともに、特に就労継続支援A型における経営改善支援について全都道府県で取り組めるように予算を確保している。

また、平成31年度においも工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料16】

さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成28年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10／10となっている。

平成30年度は、42都道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成31年度においては、平成30年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していくだくとともに、常に障害者の工賃・賃金の向上を意識した取組を実施していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第六版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料 17】

（参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-4.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成28年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率10／10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するＩＣＴ技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築
(在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング)
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限發揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための就労移行等連携調整事業を平成27年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料18】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。

※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

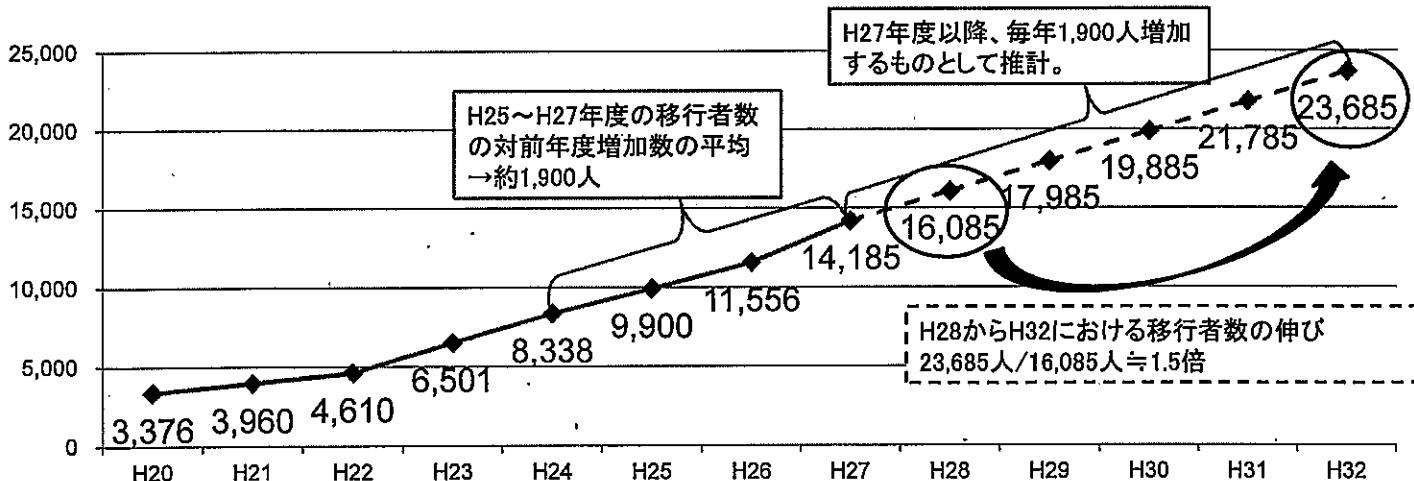
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	- 112 4.2倍	2倍	-

選定基準
1

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	-

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

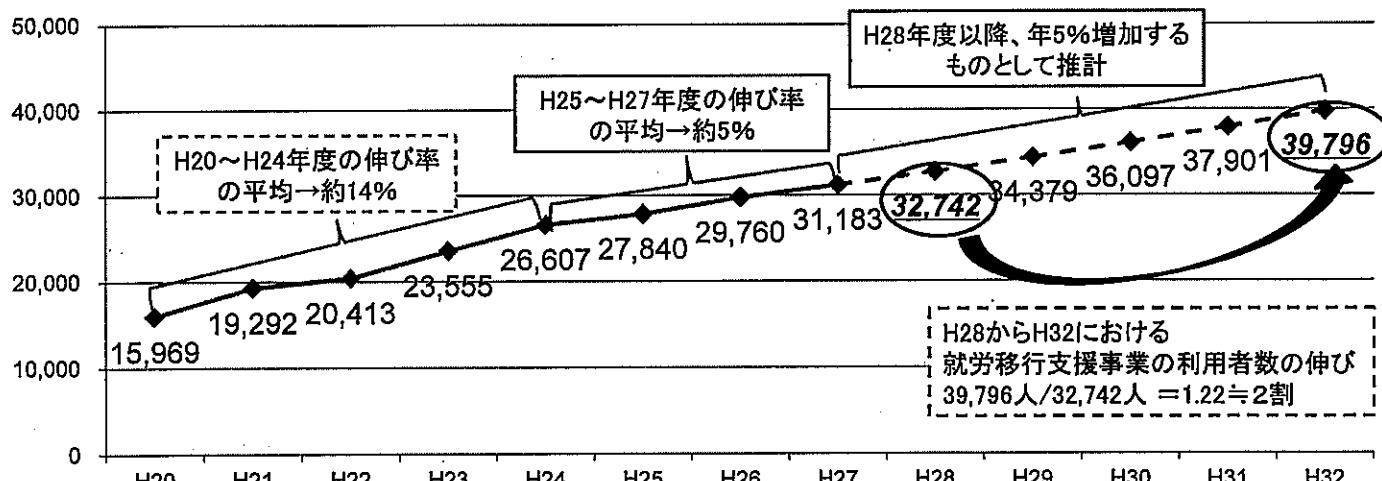
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

-114-

就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典)国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

-115-

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%)
- ※「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

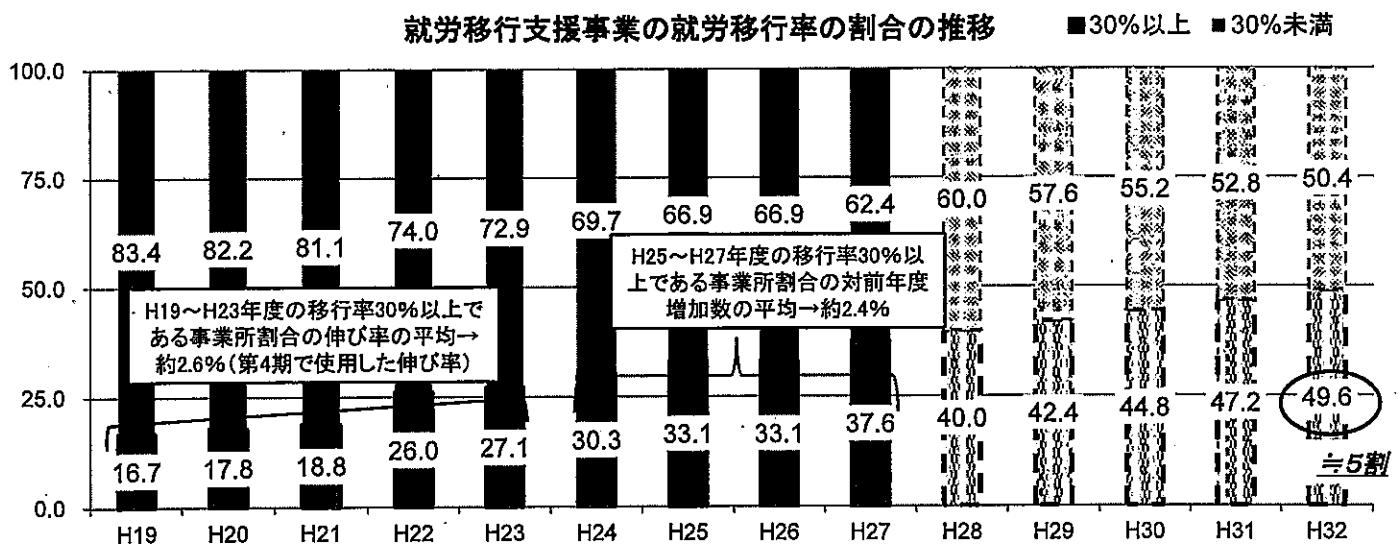
【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県 障害福祉計画	—	-116-	50.2%	—

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

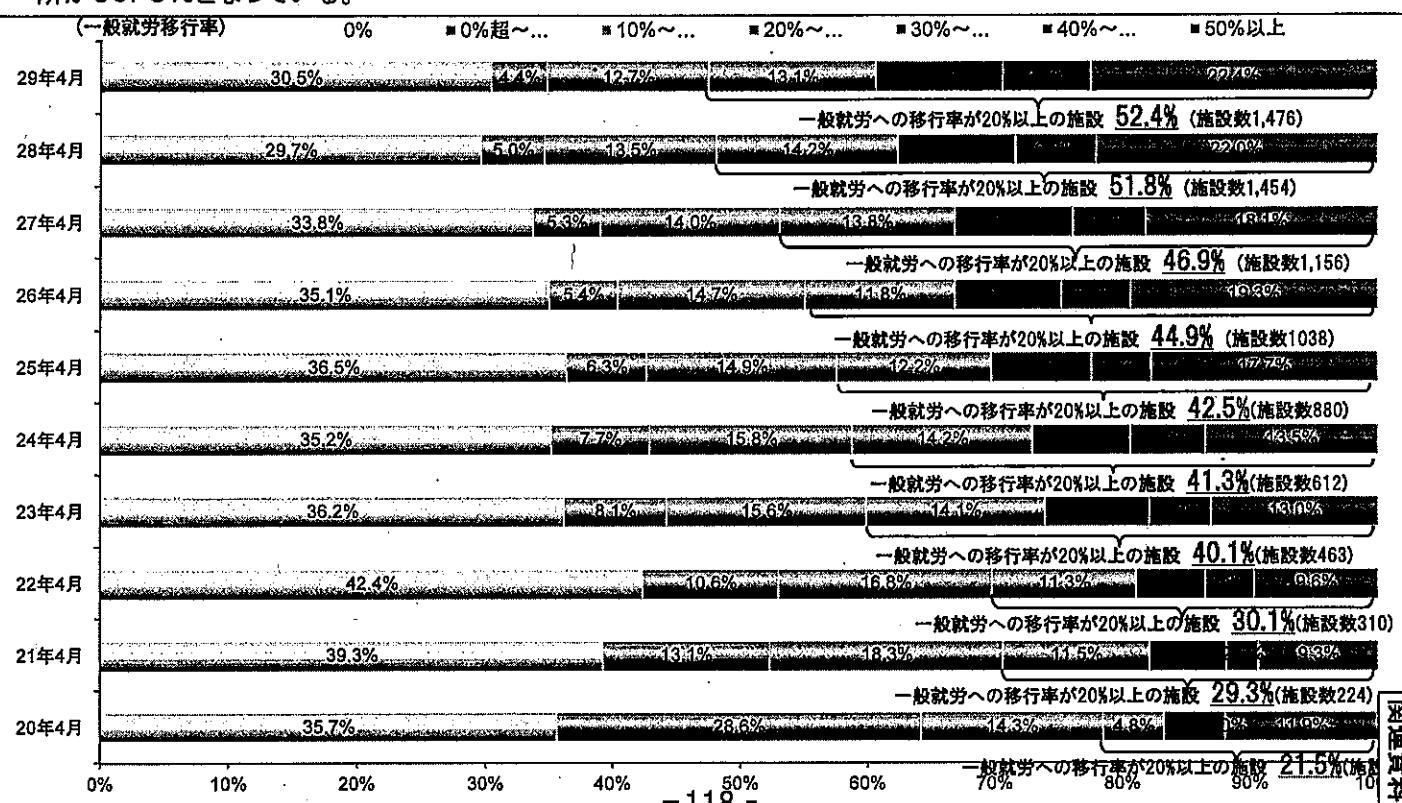


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県 障害福祉計画	—	-117-	50.2%	—

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

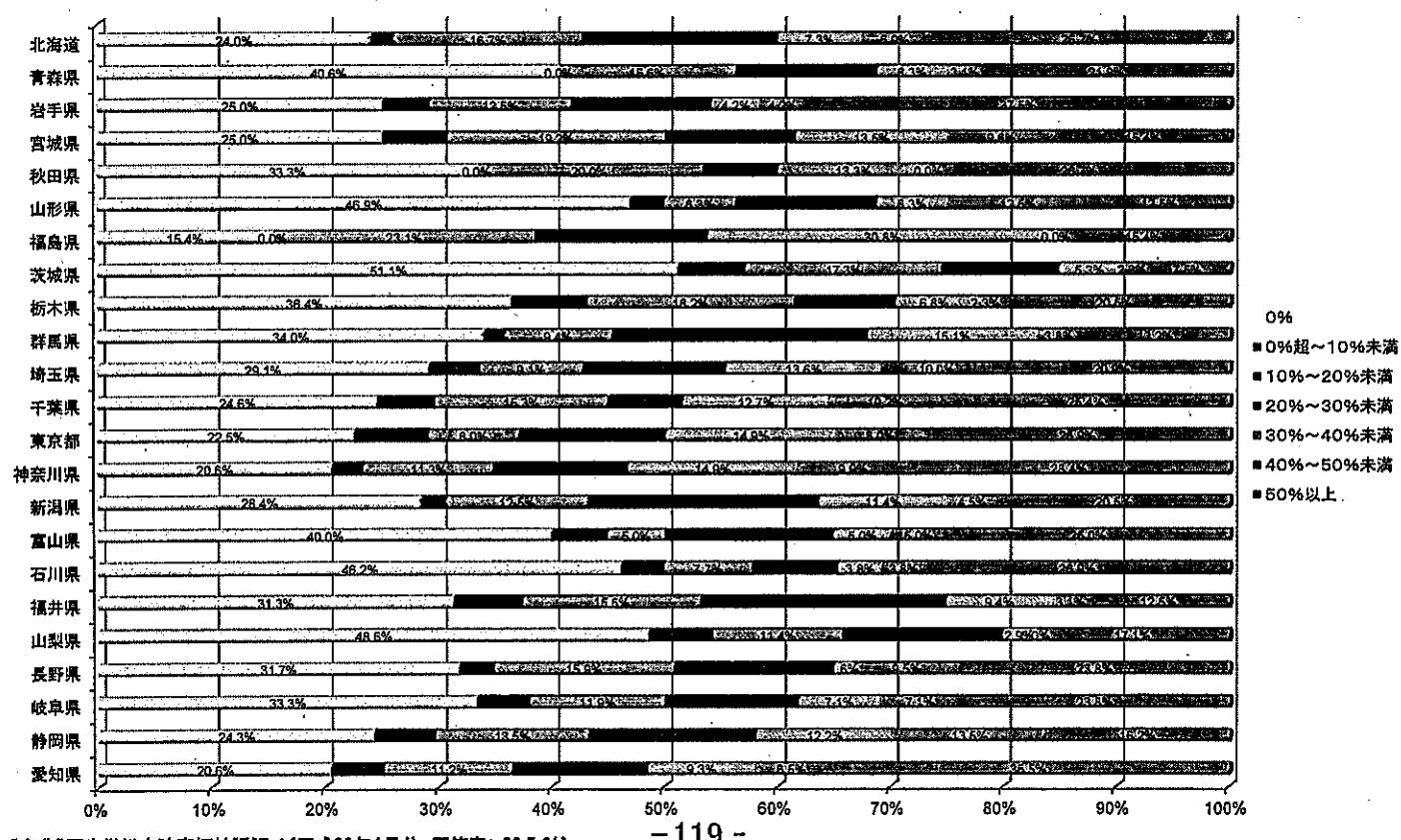
- 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、52.4%である。一方で、移行率が0%の事業所が30.5%となっている。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年4月分 回答率: 89.5 %)

総務省統計局

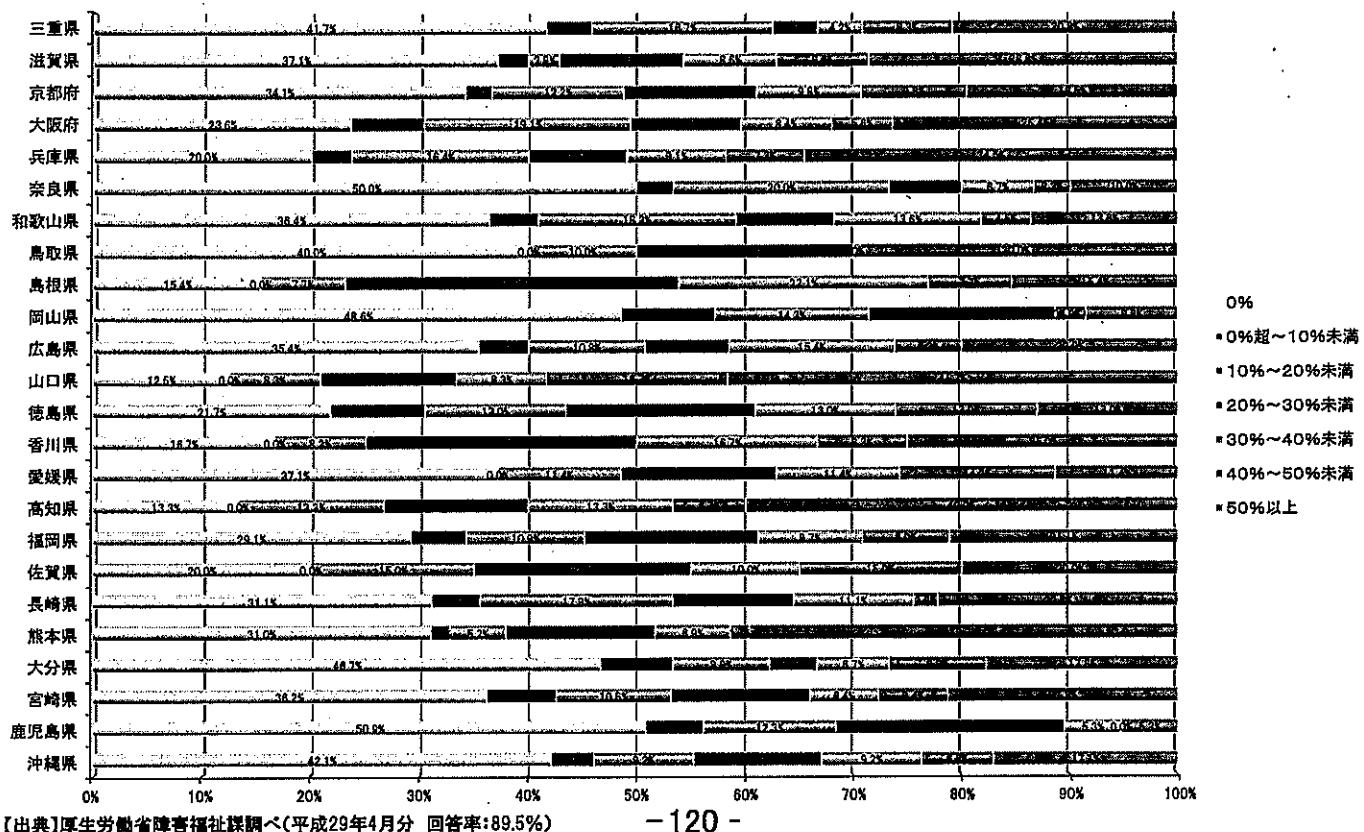
就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移① (平成28年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年4月分 回答率: 89.5 %)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

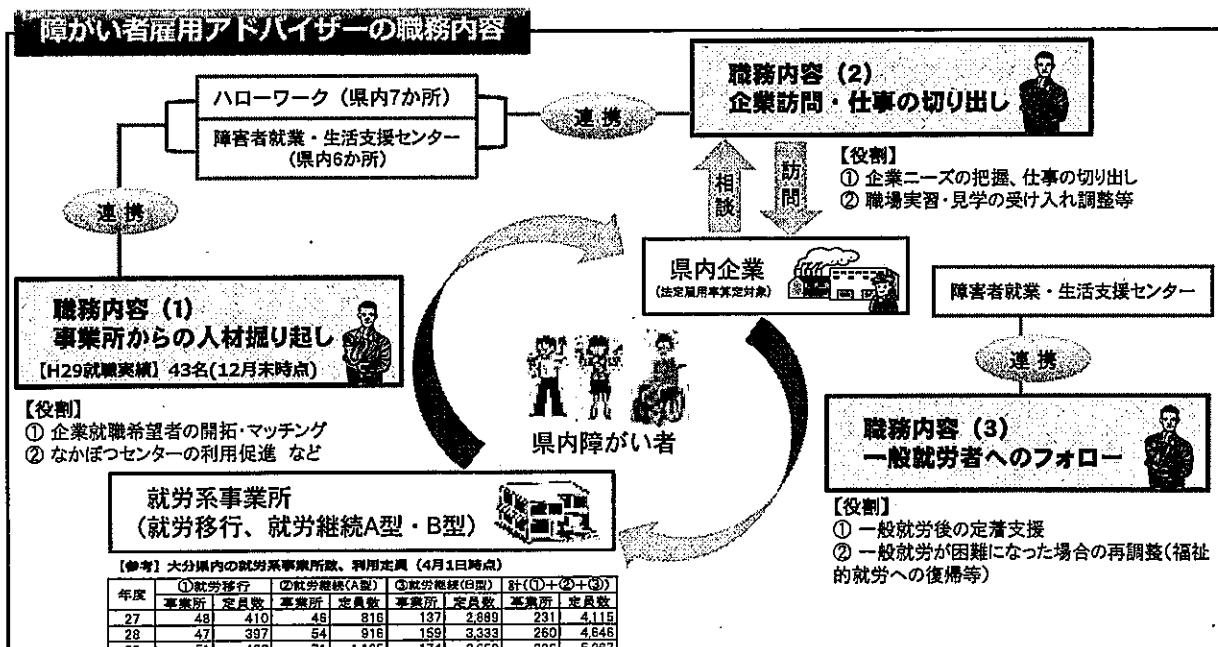
(平成28年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年4月分 回答率:89.5%)

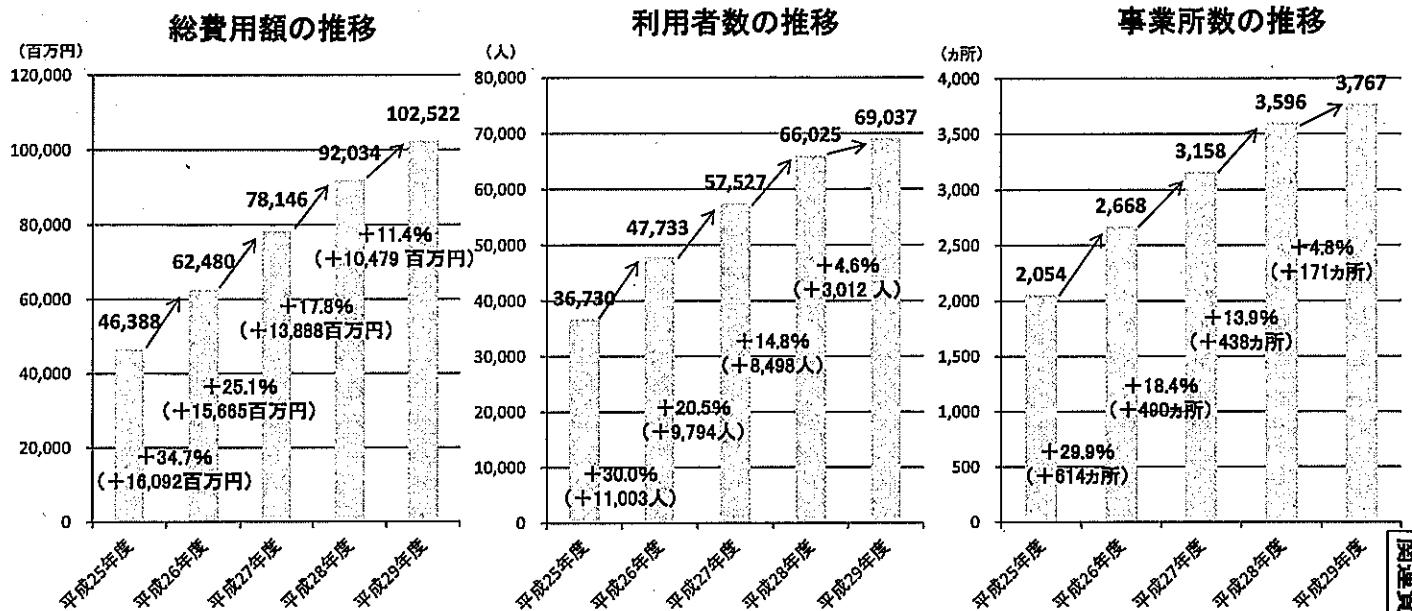
- 120 -

(大分県) 就労継続支援事業所を活用した障がい者雇用の促進 (障がい者雇用アドバイザーの配置)



就労継続支援A型の現状

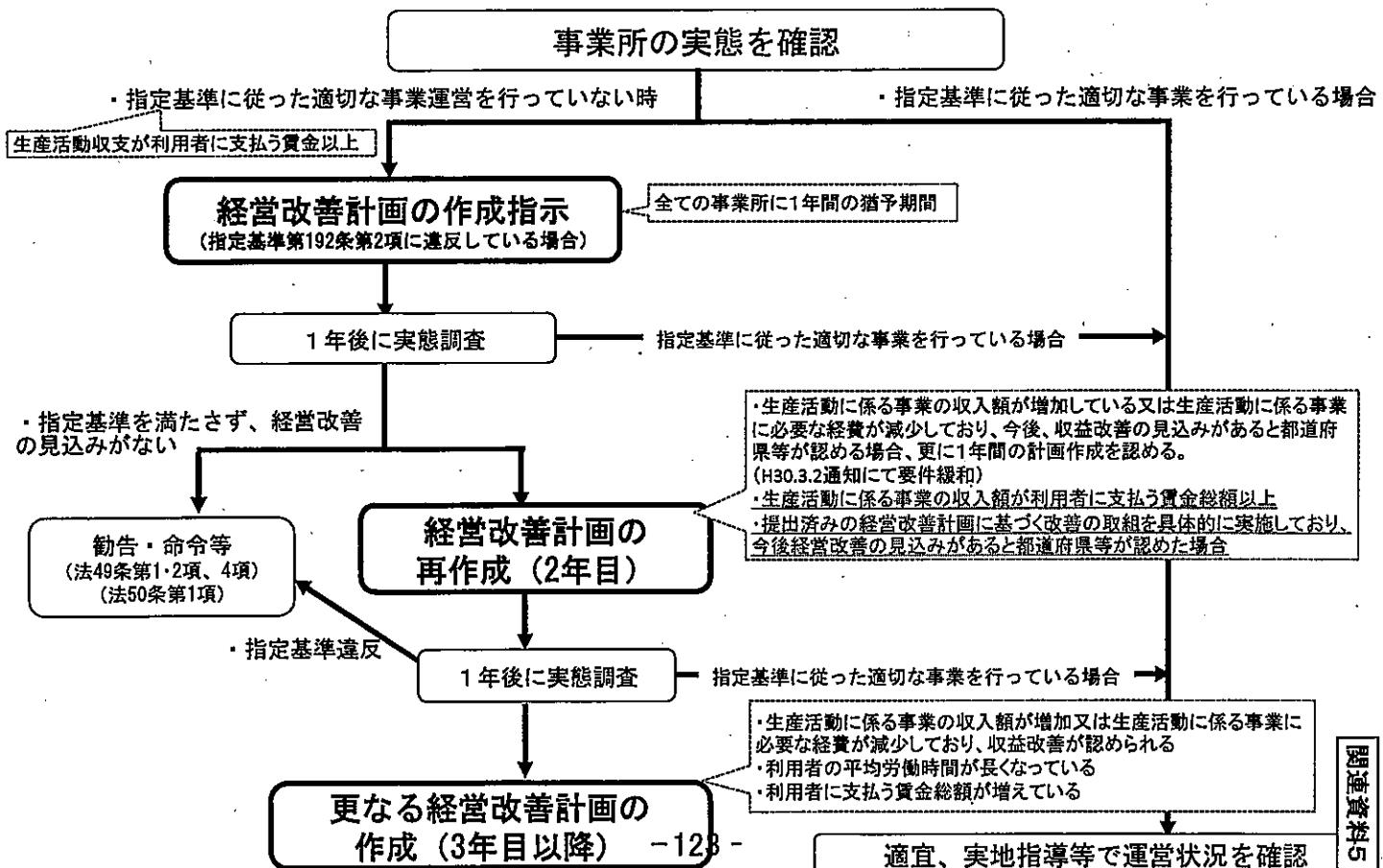
- 就労継続支援A型の平成29年度費用額は約1,025億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、伸び率はおさまってきている。



【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供開始時)

関連資料

就労継続支援A型事業所経営改善計画提出等の流れ

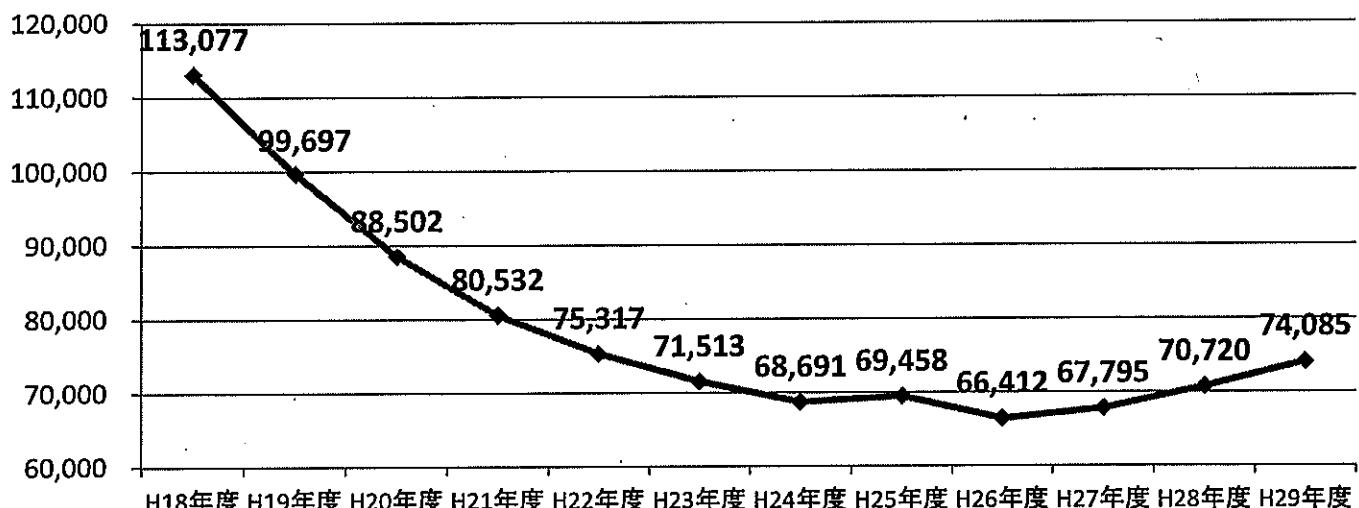


更なる経営改善計画の作成(3年目以降) - 123 -

適宜、実地指導等で運営状況を確認

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

- 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

- 124 -

関連資料

就効継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成28年度、平成29年度)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	68,482	70,489	102.9%
青森県	62,511	62,496	100.0%
岩手県	71,245	75,144	105.5%
宮城県	65,118	71,476	109.8%
秋田県	66,128	64,167	97.0%
山形県	68,868	72,994	106.0%
福島県	71,370	69,917	98.0%
茨城県	85,257	82,361	96.6%
栃木県	64,127	66,095	103.1%
群馬県	68,653	66,511	96.9%
埼玉県	68,869	70,379	102.2%
千葉県	66,306	69,372	104.6%
東京都	91,417	90,407	98.9%
神奈川県	81,002	78,869	97.4%
新潟県	65,717	67,220	102.3%
富山県	60,468	61,412	101.6%
石川県	67,639	67,889	100.4%
福井県	76,391	79,910	104.6%
山梨県	67,520	66,261	98.1%
長野県	83,669	85,874	102.6%
岐阜県	70,017	70,600	100.8%
静岡県	70,347	71,575	101.7%
愛知県	74,298	76,269	102.7%
三重県	68,828	72,171	104.9%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	83,945	84,750	101.0%
京都府	88,848	88,148	99.2%
大阪府	71,739	76,493	106.6%
兵庫県	77,399	80,347	103.8%
奈良県	71,216	72,434	101.7%
和歌山県	92,525	89,939	97.2%
鳥取県	80,551	82,659	102.6%
島根県	84,638	84,631	100.0%
岡山県	72,369	75,096	103.8%
広島県	86,595	84,549	97.6%
山口県	74,159	77,583	104.6%
徳島県	63,303	66,218	104.6%
香川県	69,053	69,712	101.0%
愛媛県	63,125	66,058	104.6%
高知県	84,309	88,205	104.6%
福岡県	69,391	69,771	100.5%
佐賀県	82,443	82,547	100.1%
長崎県	80,077	82,339	102.8%
熊本県	65,019	69,621	107.1%
大分県	79,077	78,807	99.7%
宮崎県	59,224	61,392	103.7%
鹿児島県	62,984	66,547	105.7%
沖縄県	64,619	63,769	98.7%
全国平均	70,720	74,085	104.8%

(注) 就効継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

125

事業廃止の場合の届出事項について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

関連資料 8

職務 0714 第 5 号
平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 路)

雇用安定事業の実施等について

社会保障・税番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。)に基づき、番号法第 2 条に定める個人番号(以下「個人番号」という。)の利用が税・社会保障分野などで開始されており、障害者に係る雇用関係助成金についても、平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることから、個人番号を利用した情報連携を可能とする運用の見直しを行うこととする。

また、特定求職者雇用開発助成金の一部のコースについて、当該助成金の申請を行いうる労働継続支援 A 型事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「番号法」という。)第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告、又は第 50 条第 1 項に基づく同法第 29 条第 1 項の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合の運用の見直しを行うこととし、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、平成 29 年 7 月 18 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職務 0714 第 6 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

(1) 個人番号を利用した情報連携が可能となる以下の障害者に係る雇用関係助成金について、雇用関係助成金支給要領(以下「要領」という。)及び関係様式について所要の改正(※)を行う。
※ 支給申請書(障害者雇用関係助成金個人番号登録届)にマイナンバーが記載されている場合には、障害者手帳の写しの添付を省略すること

とができることとする。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)
- ・ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)
- ・ 障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)
- ・ 障害者職業能力開発助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)
- ・ 障害者雇用開発助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)の要領及び関係様式の改正については、追って通知する。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の以下のコースについて、当該助成金の申請を行いうる労働継続支援 A 型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正を行う。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)
- ・ 特定求職者雇用開発助成金(労働障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
- ・ 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

第 2 関係通達の一部改正

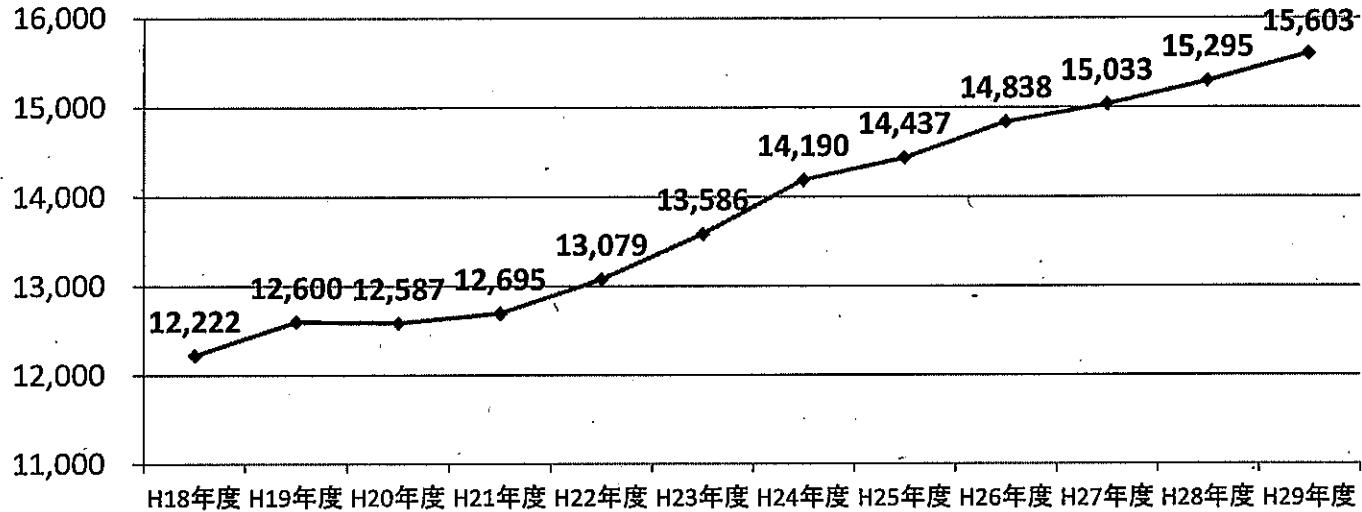
雇用関係助成金支給要領(平成 25 年 5 月 16 日付け職務 0516 第 19 号・能発 0516 第 4 号・雇児発 0516 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」別添 1) の一部を別紙のとおり改正する。

なお、改正後の要領及び関係様式は以下のとおり。

- <雇用関係助成金支給要領>
【別添 1】雇用関係助成金支給要領(改正関係部分)
【別添 2】特定求職者雇用開発助成金
【別添 3】中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
【別添 4】障害者雇用安定助成金
【別添 5】障害者職業能力開発助成金

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、平成18年度から27.6%上昇している。



(※)平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

- 129 -

総務省

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成28年度、平成29年度)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率%
北海道	18,289	18,810	102.8%
青森県	13,369	13,559	101.4%
岩手県	18,808	18,982	100.9%
宮城県	18,695	17,862	95.5%
秋田県	14,965	15,169	101.4%
山形県	11,430	11,016	96.4%
福島県	14,425	14,602	101.2%
茨城県	12,501	13,198	105.6%
栃木県	16,157	16,612	102.8%
群馬県	16,860	17,139	101.7%
埼玉県	14,492	14,517	100.2%
千葉県	13,769	14,308	103.9%
東京都	15,349	15,752	102.6%
神奈川県	13,677	14,047	102.7%
新潟県	14,510	14,472	99.7%
富山県	15,127	15,645	103.4%
石川県	16,783	16,552	98.6%
福井県	22,128	22,312	100.8%
山梨県	15,846	15,741	99.3%
長野県	15,246	15,787	103.6%
岐阜県	13,718	14,010	102.1%
静岡県	15,159	15,675	103.4%
愛知県	14,812	15,297	103.3%
三重県	14,346	14,915	104.0%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率%
滋賀県	18,038	18,156	100.7%
京都府	16,855	16,724	99.2%
大阪府	11,209	11,575	103.3%
兵庫県	14,007	14,041	100.2%
奈良県	15,411	15,206	98.7%
和歌山県	16,489	16,565	100.5%
鳥取県	17,169	18,312	106.7%
島根県	18,994	19,133	100.7%
岡山県	13,691	14,160	103.4%
広島県	15,892	16,038	100.9%
山口県	16,730	17,289	103.3%
徳島県	20,876	21,465	102.8%
香川県	14,673	15,445	105.3%
愛媛県	16,260	16,264	100.0%
高知県	19,629	19,694	100.3%
福岡県	13,539	13,841	102.2%
佐賀県	18,263	18,419	100.9%
長崎県	15,919	16,389	102.9%
熊本県	13,924	14,490	104.1%
大分県	16,823	17,101	101.7%
宮崎県	17,960	18,585	103.5%
鹿児島県	15,239	16,174	106.1%
沖縄県	14,704	14,940	101.6%
全国平均	15,295	15,603	102.0%

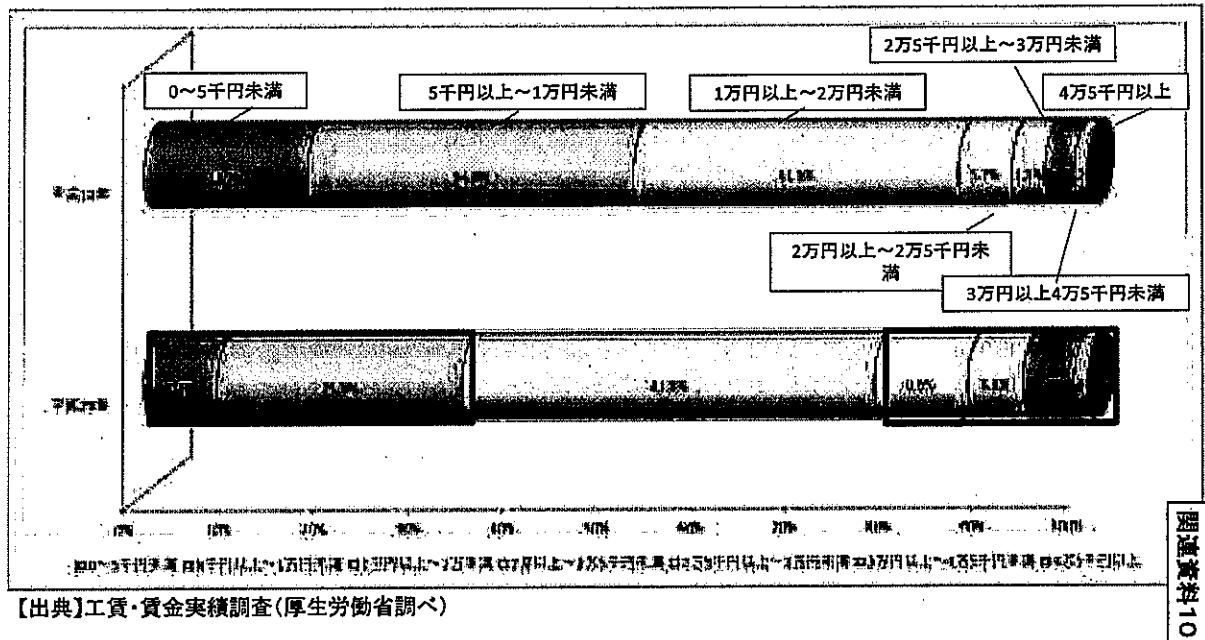
(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

- 130 -

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の22.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の33.6%に減少。



-131-

工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に関する調査研究)

平成30年度予算額 11,741千円	→	平成31年度予算案 11,741千円	差引増▲減額 ±0千円
			(保健福祉調査委託費)

事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県とも連携して実施することで、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援する。

実施主体

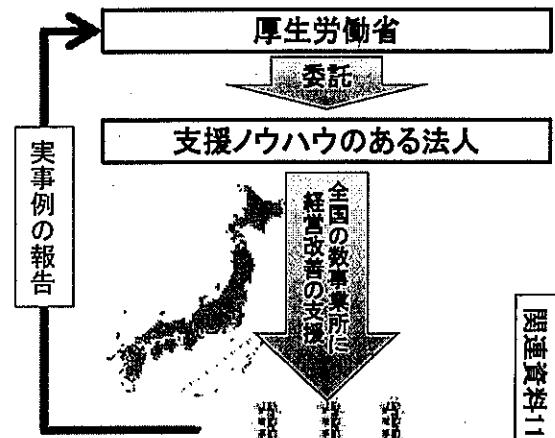
- 社会福祉法人、NPO法人、民法法人、株式会社等

事業内容

- 全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。
- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
 - ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
 - ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県と連携した経営改善等支援の実施(訪問支援:5箇所実施)
 - ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった実事例の国への報告

-132-

<事業のスキーム>



開運資益11

平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度：11,830円 → 平成23年度：13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、地域の事業所の取組や産業状況、地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図ることを追加。
- 現行の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

関連資料12

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

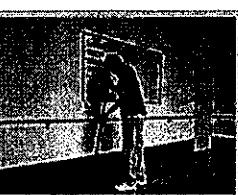
就労継続支援A型事業所の事例

（事例1）観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

（事例2）介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけではなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



関連資料13

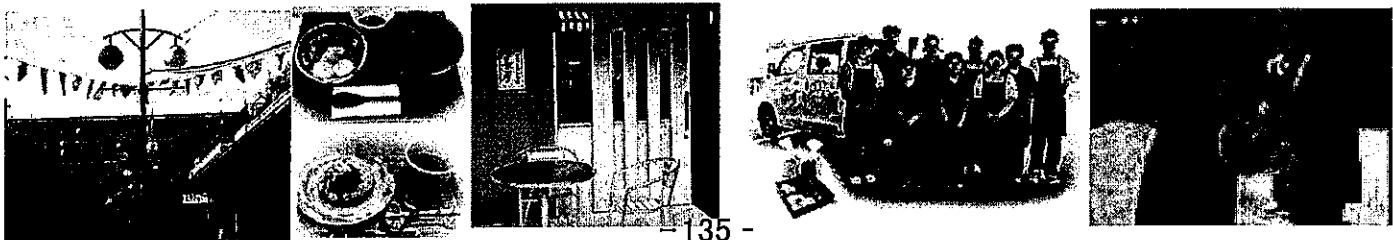
就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立しがちな高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食＆見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。

(事例2)障害者が高齢者を支える事例

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円



-135-

地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター(仮称)が、**地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。**

参考事例

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のため、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家の施設外就労を推奨。
- ・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施

○鹿児島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・障害就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・移動販売車両で授産製品(お弁当・パンなど)と日用品をお届け
- ・障害者が地域社会の主役

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

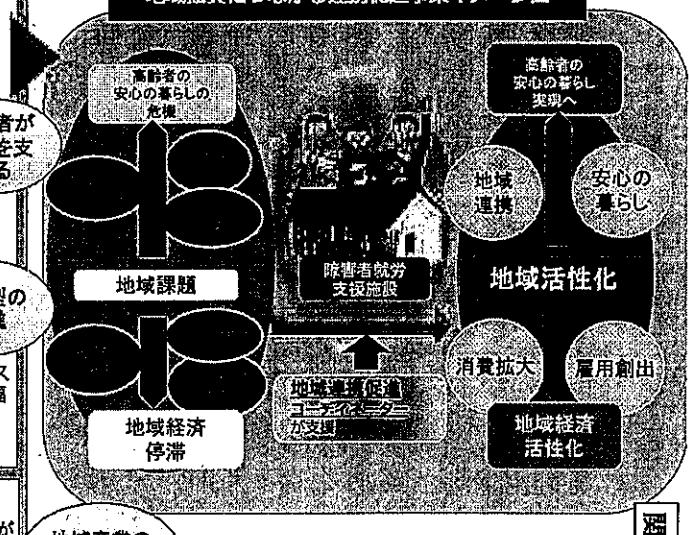
- ・就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務(配膳、清掃、洗濯など)を、福祉的就労として実施。
- ・高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。

○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業として通所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

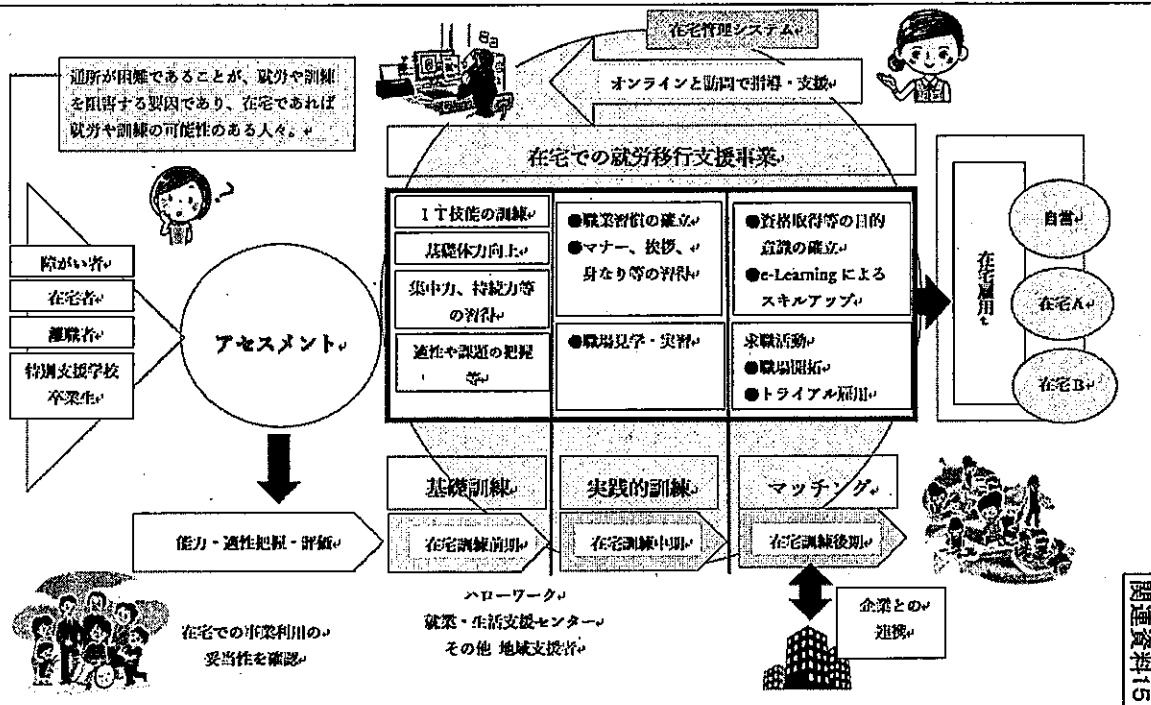
農福連携

地域振興につながる連携促進事業イメージ図



就労移行支援における在宅訓練について

- 就労移行支援において、以下のとおり、通所利用が困難であるが在宅であれば就労の可能性ある方に対し、在宅においてIT技能の訓練等を通じて、訓練ログも管理した上で、企業への在宅雇用につなげている事業所もある。
- 平成29年度の在宅利用27人のうち在宅雇用に5人つながっている。(訓練中19人、自営3人)



- 137 -

工賃向上計画支援等事業の概要

事業目的

平成30年度予算額 359,513千円	平成31年度予算案 → 560,363千円	差引増▲減額 +200,850千円
------------------------	--------------------------	----------------------

(地域生活支援促進事業)

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るために、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率: 1/2)

① 経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

② 品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③ 事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

④ 販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

特別事業(補助率: 10/10)

① 共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

② 農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合: 国1/2、都道府県1/2)

③ 在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

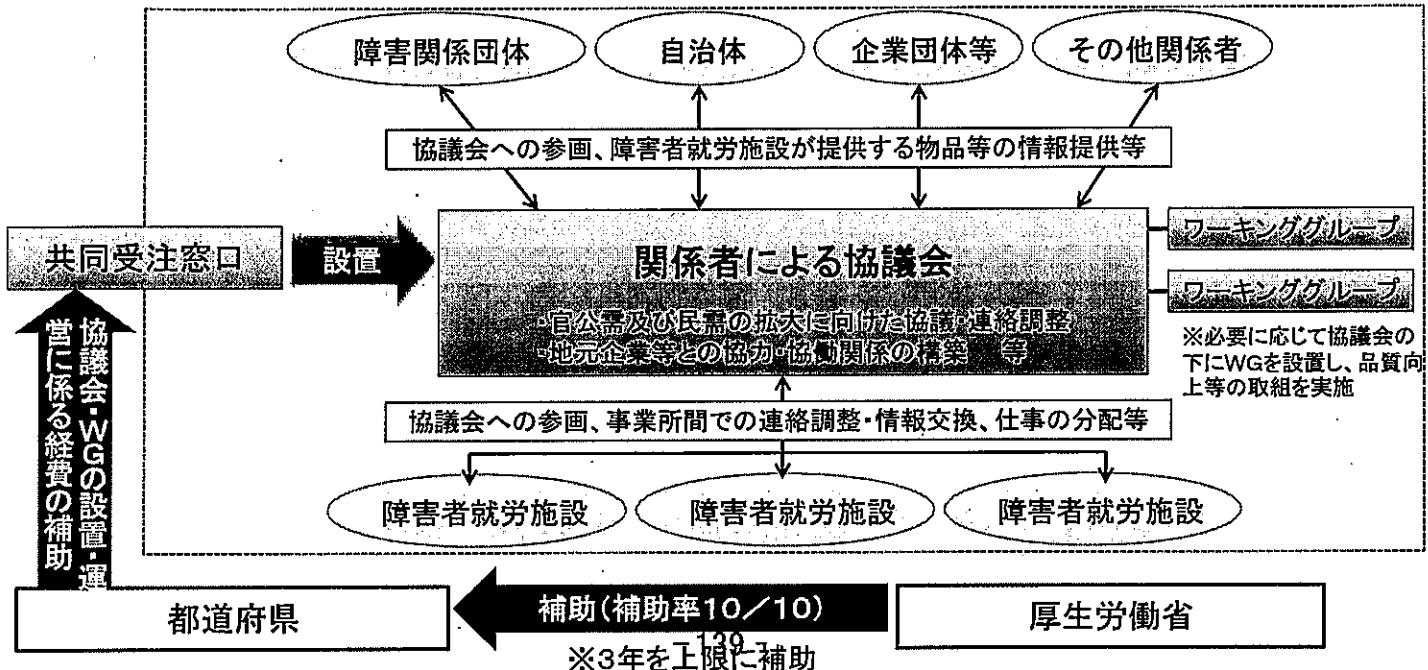
- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

関連資料

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成30年度予算額 平成31年度予算案 差引増▲減額
22,220千円 → 24,442千円 +2,222千円
(地域生活支援促進事業)

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨

平成30年度予算額 平成31年度予算案 差引増▲減額
269,310千円 → 269,310千円 ±0千円

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

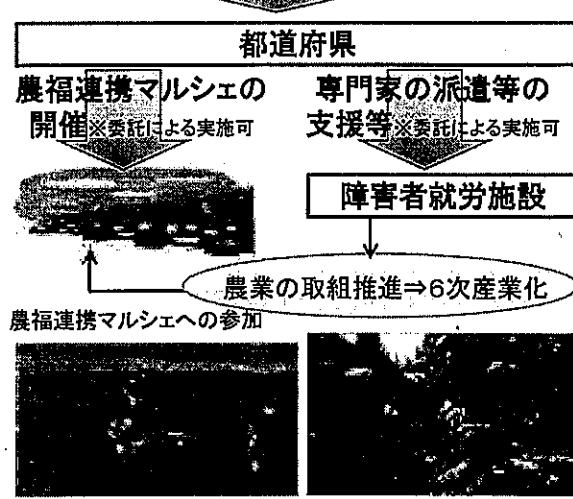
農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。



農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成30年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マッチングの開催支援	好事例を収集し事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援				
北海道	○		○						
青森県			○						
岩手県	○	○	○		○				
宮城県	○		○						
秋田県	-	-	-	-	-				
山形県	○			○	○				
福島県	○	○	○			○			
茨城県	-	-	-	-	-				
栃木県			○						
群馬県	○	○	○		○				
埼玉県	○								
千葉県	○								
東京都	-	-	-	-	-				
神奈川県	○	○	○	○					
新潟県	○			○	○	○			
富山県			○		○				
石川県	○		○						
福井県	○		○						
山梨県				○	○				
長野県	○		○	○	○				
岐阜県	-	-	-	-	-				
静岡県	○	○	○		○				
愛知県	○		○	○					
三重県		○	○		○				
141 計 32 17 35 15 22									

*平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施(香川県、岐阜県は当該補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施)

(2) 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】											
年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度以降
施策											指標
長期的寄り添い型支援の重点化											
障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援											
在宅就業支援制度の活用促進											
農業と福祉の連携強化											

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4)暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 —「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成30年6月15日）（抄）】

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3)新たに講すべき具体的な施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

・農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

(参考) ニッポン一億総活躍プラン・日本再興戦略2016・未来投資戦略2017

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)】

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016—第4次産業改革に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)(抄)】

2-3. 多様な働き手の参画

KPIの主な進捗状況

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」

⇒2015年：1.88% (2012年：1.69%)

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援(農福連携)等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

【未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—平成29年6月9日(抄)】

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講すべき具体的な施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。

-144-

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

目的	平成30年度予算額 45,000千円	平成31年度予算案 → 40,000千円	差引増▲減額 ▲5,000千円 (地域生活支援促進事業)
----	-----------------------	-------------------------	------------------------------------

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体:都道府県 ○補助事業者:社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合:国1/2、都道府県1/2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

➢ 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

➢ 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
➢ 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

➢ 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

地域の実情に応じたモデル事業の実施

都道府県

補助



- 関係者による検討会
- ニーズ調査や実態調査等を実施

➢ 企業への普及・啓発

➢ 相談支援

➢ 発注企業の開拓

企業



企業から
された仕事の
マッチング

➢ ICTネットワークの構築

➢ ICT技術等のスキルアップ支援

在宅障害者



-145-

事業評価・検証

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでできている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産品を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



146 -



開拓資源17

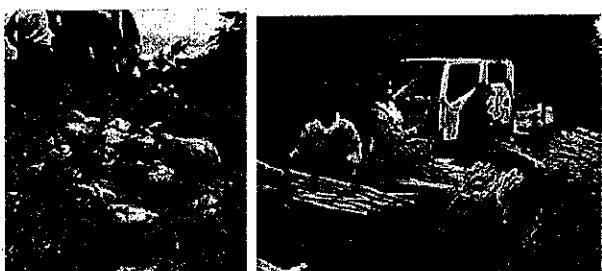
就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃:約2万6千円

(事例2)

- 当該事業所では、使われなくなった畠地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃:約2万7千円



就労移行等連携調整事業

平成30年度予算 平成31年度予算案 差引増▲減額
21,191千円 → 21,191千円 ±0千円
(地域生活支援促進事業)

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

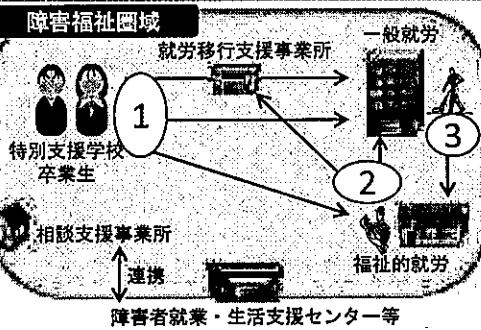
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算

$$4,709\text{千円} \times 9\text{か所} \times 1/2 = 21,191\text{千円}$$



- ①一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成
- ②就労継続支援事業等の利用者や事業所に働きかけ
- ③一般就労が困難となった者を福祉的就労の場へ誘導

【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

-148-

6 地域生活支援拠点等の整備促進について

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備をお願いしているが、平成30年4月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が89市町村、30圏域（圏域の市町村数：144市町村）であり、整備が必ずしも進んでいない状況にある。

この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、平成29年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707第1号）の通知を発出し、周知してきたところである。

拠点等については、第五期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標においても引き続き、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする旨定めていること、また、内閣府の障害者政策委員会における第4次障害者基本計画においても、同年度末までに全ての地域に整備することと定められていることから、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、障害福祉計画に位置付け、できる限り早期に積極的な整備に努めるよう、また、都道府県におかれては、市町村又は圏域における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう特段の配意をお願いする。

今年度は、地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を都道府県ブロック別に把握し、未整備の自治体の整備促進（底上げ）や好事例自治体の横展開を図りつつ、第6期障害福祉計画に係る地域生活支援拠点等のあり方を検討するため、各都道府県とブロック会議を隨時行っているところである。当該会議の開催状況や各自治体等の事例発表等の資料については、随時厚生労働省ホームページに掲載するので、参考にされたい。

また、その会議の結果については、各都道府県に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

さらに、今般別添のとおり、昨年発出した整備促進の通知等の内容をまとめたパンフレット【第2版】を作成したので、管内自治体、障害福祉サービス事業所・施設、関係機関等に幅広く周知をお願いする。

なお、上記の平成30年4月時点の各市町村等における拠点等の整備の状況や、昨年作成した好事例集等、拠点等の取組みに係る資料等については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、これらを十分に活用いただき、積極的な整備や必要な機能の強化・充実をお願いする。

(掲載先)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

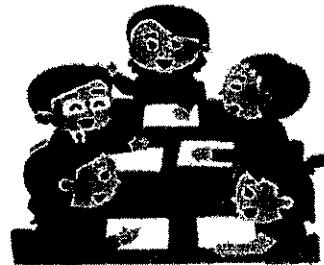
(2) 今後の制度的対応

平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の機能など拠点等の必要な機能の強化・充実を図ってきたところである。

また、今年度、報酬改定検証調査として、「地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査」を実施し、整備済の自治体における必要な機能の取組みの傾向等について把握することとしているが、調査結果については、各都道府県に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

今後、拠点等については、平成32年度末までの全国整備を前提に、第6期障害福祉計画に係る基本指針、また、次期報酬改定に向けて、拠点等のあり方や必要な機能や付加機能等について、これまでの取組みや動向を踏まえ、検討を行うこととしているので、これらの見直しの状況も注視していただき、各自治体等においてP D C Aの視点で拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図りながら、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、効果的な取組みをお願いする。

地域生活支援拠点等について ～地域生活支援体制の推進～ 【第2版】



平成31年3月

**厚生労働省障害保健福祉部
障害福祉課**

もくじ 1

地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、**障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。**

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？	1
Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？	1
Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？ また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？	1
Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？	4
Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？	6
Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？	6
Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？	6
Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？	7
Q9: 拠点等の必要な機能の強化・充実のためにはどうすればいいですか？	8
Q10: 都道府県の役割は何ですか？	9
Q11: 拠点等は現在どのぐらい整備されていますか？ 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？ また、好事例(優良事例)があれば教えてください。	9
Q12: 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における拠点等の報酬上の評価の 内容を教えてください。	9
Q13: 平成30年度9月以降開催されている拠点等の整備促進、必要な機能の 強化・充実のための都道府県とのブロック会議について教えてください。	10
Q14: 平成30年度に実施されている拠点等の整備に関する実態調査(報酬改定検証調査)に ついて教えてください。	10
Q15: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？	10

もくじ 2

* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】	11
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)	12
* 整備済の自治体等の声 ①	15
* 整備済の自治体等の声 ②	16

※「地域生活支援拠点等について【初版】(平成30年3月)」からの主な改訂の内容

○ 問7、問10～問15

○ 整備済の自治体等の声 ①・②

○ このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成30年4月19日事務連絡)の結果、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価や整備済の自治体等の声などを盛り込んでいます。

○ 引き続き、積極的な整備、必要な機能の強化・充実に取り組むにあたってご活用ください。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行ってください構いません。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)

- なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？

また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。

- また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)

① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場

④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

- また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。

- なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【具体例(千葉県柏市)】

- 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【具体例(神奈川県厚木市)】

- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、開所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



③体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を目指す人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの」内の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供している。

地域生活支援拠点等に関する解説

必要な機能の具体的な内容と具体例



④専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【具体例(東京都新宿区)】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。



⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【具体例(栃木県栃木市)】

- (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

- 主に4つの点に留意する必要があります。

① 拠点等において支援を担う者(以下「支援者」という。)の協力体制の確保・連携

- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。

- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

② 拠点等における課題等の活用について

- 拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

- 市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

- 具体的には、例えば次ページの(ア)から(サ)に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。

- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫することで、当該方針に対する拠点等の理解も深まるところから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。

④ 各制度との連携

- 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要があります。

地域生活支援拠点等に関する解説

(P 4③に係る例示)

(運営全般に関するもの)

(ア)拠点等の組織・運営体制・担当する区域におけるニーズの把握を行っているか

- ・拠点等の整備方針の基本理念の検討、関係者間の共有化が図られているか
- ・拠点等と市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の抽出方法(アセスメント)等が検討できるように協議会等における運営方針が定められているか
- ・拠点等と市町村等の連携のための連絡会議を定期的に開催しているか
- ・必要な機能等の運営における定義付けの検討が行われているか
- ・支援者間の連携が効果的に行われているか
- ・関係機関等との連携の向上、調整、合意形成に努めているか
- ・各種課題に対する連携意識の醸成に努めているか
- ・拠点等を地域になじみやすい名称で周知しているか
- ・地域づくりやまちづくりを目指した障害福祉を推進しているか
- ・自然災害発生における対応方針や過疎地域等の移動支援に対する支援等、地域性を踏まえているか

(イ)地域ごとのニーズに応じて重点的にを行うべき業務の方針

- ・重度、高齢化、独居世帯等の障害者等の生活状況の確認を行っているか
- ・社会的活動(ボランティア等)を希望する障害者等の把握に努めているか

(ウ)障害福祉サービス等事業所・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク(地域社会との連携及び専門職との連携)構築の方針

- ・障害者等や地域住民を含め地域の関係者を集めて、協議会で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップ等を開催しているか
- ・障害福祉・介護・医療等の多職種が集まる研修会への参加を促進しているか

(エ)個人情報の保護

- ・支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか

(オ)利用者満足の向上

- ・相談や苦情に適切に対応できる体制となっているか
- ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

(カ)公正、公平性・中立性の確保

- ・公正、公平性・中立性の観点から、適切に障害者等の受け入れを行っているか
- ・公正、公平性・中立性に配慮して、障害福祉サービス事業所等の紹介を行っているか
- ・障害福祉サービス等事業所、相談支援事業所を紹介した経緯を記録しているか
- ・協議会等への報告、説明等に協力しているか

(個別機能に関するもの)

(キ)相談

- ・障害者等やその家族の相談には各制度とも十分に連携しながらワンストップで対応しているか
- ・個別相談を受ける体制の確保(相談窓口の設置等)しているか
- ・相談内容ごとに対応状況の進捗管理ができるか
- ・運営に当たっては、緊急時の対応等も想定し、支援者に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しているか(必ずしも24時間体制を採る必要はない)
- ・緊急相談への発展が危惧されるような事案を事前に把握し、問題が顕在化する前に対応できる取組みを行っているか
- ・相談を受けた後の対応(紹介)の仕組みを構築しているか
- ・切れ目のない包括的な障害福祉・介護・医療の連携体制を構築しているか

(ク)緊急時の受け入れ・対応

- ・「緊急時」の定義付けを行い、緊急時の対応(定義外の対応を含む。)について、具体的な方法を定めているか
- ・本人の家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に登録する仕組みの活用を検討しているか(その際、受け入れ制限をしていないか)
- ・緊急時の受け入れ後、サービス利用計画等の見直しを行っているか
- ・各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による緊急時の受け入れ・対応を図っているか
- ・重度障害者も含めた緊急における常時の受け入れ体制が確保できているか
- ・短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠を確保しているか
- ・短期入所の事業所数が少ない場合、共生型サービスの活用も含めた検討を行っているか

(ケ)体験の機会・場

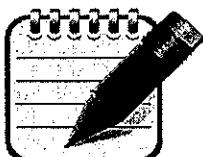
- ・空き家・公民館等を最大限活用しているか
- ・障害特性に配慮した体験の場を確保しているか
- ・緊急時を想定した体験利用を行っているか
- ・地域住民との交流の場、社会参加の機会を確保しているか
- ・障害者等やその家族の意向に沿った体験の機会・場を確保できるように、関係機関等で連携しているか
- ・各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による機会・場を確保しているか

(コ)専門的人材の確保・養成

- ・障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保しているか
- ・協議会等で専門的な人材の確保・養成に係る方針や計画を十分に検討しているか

(サ)地域の体制づくり

- ・地域の多様な社会資源の開発や最大限の活用を視野に入れた必要な体制を構築しているか
- ・各拠点等の必要な機能を活かし、地域全体で地域生活支援を可能とする体制を構築しているか



地域生活支援拠点等に関する解説

Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？

- 拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定してください。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合においては、当該市町村内の全ての圏域が包摂されるよう留意してください。同様に、指定都市内に地方自治法第252条の20第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区域(担当区域)が包摂されるような担当区域を設定し、拠点等を整備してください。
- 人口規模の小さい自治体における拠点等の整備については、複数の自治体からなる圏域を単位として整備することが考えられます。圏域の設定などの最終的な決定は、市町村が行うものですが、都道府県には、市町村間の連絡調整等の後方支援を行う役割が求められます。

Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？

- 拠点等は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域(以下「市町村等」という。)に少なくとも一つ整備することとしておりますが、必ずしも整備に向けた取組が進んでいない状況です。このため、第五期障害福祉計画においても引き続き同様の整備目標を掲げておりますが、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村等においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考としながら、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要があります。
- なお、拠点等の整備がなされたか否かについては、市町村におけるQ3に定める「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に必要な機能等を踏まえ、その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断してください。
その際、拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要です。
- 例えば、協議会等の合意をもって、拠点等の整備がなされたと判断することも考えられます。そのため、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等の整備においては、市町村が、例えば、協議会等の必要な場を主体的に設ける必要があります。

Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考えられる財政支援は何ですか？

- 「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」(平成27年4月30日障障発0430第1号)において示しているとおり、拠点等の「面的整備型」を行うに当たって、例えば、協議会等での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象としてふさわしいものと考えられます。
- また、平成30年度予算に引き続き、平成31年度予算(案)においても、拠点等の整備については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等において、優先的な整備対象として位置付けております。
- さらに、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置に当たっては、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)の「地域移行のための安心生活支援」の事業も活用してください。当該事業については、障害者等が地域で安心して暮らしていくようにするための事業であることから、拠点等の整備、運営にあたっても活用することができます。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q8・必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？

- 市町村は、Q1の目的を達成するため、以下の①から③を踏まえながら、必要な機能を発揮することができるよう、拠点等の運営について適切に関与し、体制の整備に努めてください。
- 具体的には「地域生活支援拠点等の整備に際しての留意点等について」(平成28年8月26日事務連絡)において示しておりますが、以下に掲げる点に留意し行ってください。

① 協議会等の活用

協議会等を十分に活用し、地域の関係者の中で、拠点等の整備方針を検討することが重要です。

- (ア) 地域の障害者等や家族等にニーズ調査を行い、課題を把握する。
- (イ) 地域分析(アセスメント)にあたって、関係者からのヒアリング調査等の方法を検討する。
- (ウ) 拠点等が機能するためには、地域の障害福祉サービス等事業所や関係機関同士の協力関係が重要となるため、その構築方法を検討する。

【必要な視点】

- 拠点等が担う5つの機能(「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」)をどのように組み合わせ、どの機能を充実・強化するか、付加する機能の検討も踏まえ、地域においてどのような体制を構築するか、目指すべき拠点等の整備方針を掲げることが必要です。

② 拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証

拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

- (ア) 多機能拠点型・面的整備型等の整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制かどうか検証する。
- (イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、隨時見直しを行い、拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- 地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るために、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

③ 関係者への研修・説明会の開催

整備方針を踏まえ、拠点等を運営する上での課題を共有することが重要です。

- (ア) 障害者等やその家族を取り巻く関係者、地域住民に対して拠点等の意義の説明を行い、課題の共有を行なながら解決策の提案を受ける。
- (イ) 研修会等を通じ、地域の社会資源等の情報共有を図るとともに、関係機関、専門職の役割を認識する。

【必要な視点】

- 障害者等の生活を地域全体で支える核として機能させるためには、拠点等の理解促進・普及啓発を進めるとともに、拠点等に関与する全ての機関、人材の有機的な結びつきを強化することが必要です。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q9: 拠点等の必要な機能の強化・充実のためにはどうすればいいですか？

- 市町村はQ3の拠点等の必要な機能を確保・発揮することと併せて、拠点等において必要な機能を充実・強化することができるよう、その関与に努め、具体的には以下の内容に留意してください。

① 拠点等における役割分担と連携の強化

自治体内及び圏域内に複数の「多機能拠点整備型」がある市町村等においては、地域の課題や目標を「多機能拠点整備型」間で共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められます。また、「面的整備型」や「多機能拠点整備型」、「面的整備型」を併せた類型等で拠点等を整備している場合は、中心的な事業所・機関等について同様に対応してください。

例えば、

- ・ 拠点等のうち地域の中で基幹的な役割を担い、拠点等の機能に取り組むに当たっての総合調整及び協議会等の後方支援などの機能を有する機関の設置
- ・ 拠点等の運営に当たって市町村内に担当者を配置(拠点等からの相談等に適切に対応できる専門職を配置)
- ・ 地域の実情を踏まえた必要な機能を強化し、当該機能において拠点等内の事業所等を支援するなど、拠点等間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考えられます。

② 効果的な拠点等の運営の継続

(ア) 市町村の定期的な評価

地域全体で支える体制を構築していくに当たっては、障害者等にとってワンストップの相談窓口機能を果たす拠点等の運営が安定的・継続的に行われていくことが重要です。そのためには、まずは拠点等の支援者自らがその取組を振り返るとともに、整備主体たる市町村が拠点等の運営や活動に対する評価を定期的に行うことが重要です。

具体的には、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用し、利用者、家族等の関係者からの意見等も踏まえ、市町村が定めた運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、評価を適切に行い、公正、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できます。

(イ) 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

拠点等は、地域で生活する障害者等やその家族の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、拠点等の円滑な利用やその取組に対する障害者等及び地域住民の理解が促進されることから、市町村は拠点等の取組内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めてください。その際、特に「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝わるように工夫してください。

具体的には、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、支援員体制、事業の内容、活動実績及び市町村が必要と認める事項(拠点等の特色等)の公表を行うこととしますが、この取組を通じて、拠点等が自らの取組と他の地域の拠点等の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できます。

地域生活支援拠点等に関する解説

Q10:都道府県の役割はありますか？

- 都道府県は、管内の市町村を包括する広域的な見地から、市町村から拠点等の整備に関する検証及び検討状況等の聞き取りを行い、市町村障害福祉計画との調整を図ってください。また、市町村等における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等が未整備の市町村に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう促す必要があります。必要な支援については、例えば、都道府県において拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応を考えられます。
- なお、平成29年度から市町村協議会の活動状況について、都道府県が適切に把握する体制を構築するため、「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)において、「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」を創設しておりますが、当該事業については、都道府県協議会において管内市町村協議会の具体的な活動内容等についての報告を行う場を設けるとともに、協議会活性化の参考となる事例等の収集や市町村間での情報交換等を行うことを推進することを目的としているため、必要に応じて適宜活用してください。

Q11:拠点等は現在どのくらい整備されていますか？

整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？

また、好事例(優良事例)があれば教えてください。

- 拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において整備されています。(全国の自治体数:1,741、圏域数:189)

・ 平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域(圏域の市町村数:144市町村)
・ 平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域(圏域の市町村数: 5市町村)
・ 平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域(圏域の市町村数: 22市町村)
・ 平成31年度に整備予定	44市町村	6圏域(圏域の市町村数: 19市町村)
・ 平成32年度に整備予定	503市町村	120圏域(圏域の市町村数: 449市町村)
・ その他	347市町村	25圏域(圏域の市町村数: 74市町村)

- なお、具体的な整備の状況については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

- また、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例(優良事例)集については、平成30年9月に周知(上記ホームページに公表)し、冊子やグラフ(周知のコピー用)を送付いたしました。また、Q13のブロック会議においても参加者全員に配付しておりますので、各事例の取組みをご参考ください。

Q12:平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における拠点等の報酬上の評価の内容を教えてください。

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等の内容は、P12～P14をご参照ください。
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論については、厚生労働省ホームページの第12回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料3「地域生活支援拠点等について」をご参照ください。→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000181053.html>

地域生活支援拠点等に関する解説

Q13: 平成30年度9月以降開催されている拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県とのブロック会議について教えてください。

- 地域生活支援拠点等の現状の課題や傾向等を都道府県ブロック別に把握し、未整備の自治体の整備促進(底上げ)や好事例自治体の横展開を図りつつ、第6期障害福祉計画に係る地域生活支援拠点等のあり方を検討するため、各都道府県とブロック会議を随時行っているところです。当該会議の開催状況や各自治体等の事例発表等の資料については、今後、随時厚生労働省ホームページに掲載するので、ご参考ください。

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

※ 掲載予定(Q11と同様ページ)

- また、その会議の結果については、今後、各都道府県に周知する予定です。

Q14: 平成30年度に実施されている拠点等の整備に関する実態調査(報酬改定検証調査)について教えてください。

- 第5期障害福祉計画において、全国的な整備を完了させるため、未整備の自治体における課題の抽出(深堀り)、分析・検証、また、整備済みの自治体における必要な機能の取組みの傾向や充足具合・程度(レベル)について整備類型別、地域別等の視点から分析・検証を行います。
- そして、必要な機能の強化・充実を含めた第6期障害福祉計画に係る基本指針の目標設定の検討や、次期報酬改定のためのデータとして活用することを考えています。
- なお、調査結果については、今後、各都道府県に周知する予定です。

Q15: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？

- 平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型(日中サービス支援型)の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、拠点等の必要な機能の強化・充実を図ってきたところです。
- 今後、拠点等については、平成32年度末までの全国整備を前提に、第6期障害福祉計画に係る基本指針、また、次期報酬改定に向けて、拠点等のあり方や必要な機能や付加機能等について、これまでの取組みや動向を踏まえ、検討を行うこととしているので、これらの見直しの状況も注視していただき、各自治体等においてPDCAの視点で拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図りながら、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、効果的な取組みをお願いします。

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

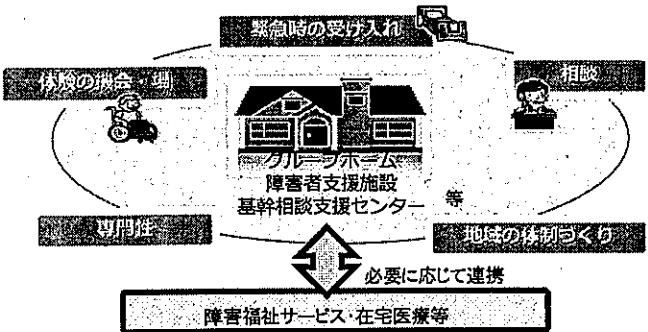
※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

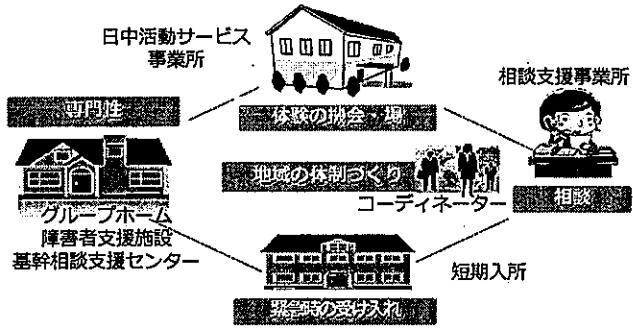
市町村（圏域）

① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・整備、運営に関する研修会等の開催
- ・管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・現状や課題等を把握、共有

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

(1)相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む。)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

〔地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】〕 700単位／回

※ 短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

(2)緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

〔緊急短期入所受入加算の見直し〕

[現 行]

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位／日

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位／日

※ 居宅においてその介護を行つ者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 180単位／日

ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 270単位／日

※ 居宅においてその介護を行つ者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

〔定員超過特例加算【新設】〕 50単位／日

※ (2)の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。
- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逓減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに対し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

〔体験利用支援加算の見直し〕 × 日中活動系サービス

[現 行] [見直し後]

<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日</u> (初日から5日目まで) +50単位／日 × 地域生活支援拠点等の場合
	250単位／日 (6日目から15日目まで) +50単位／日 × 地域生活支援拠点等の場合

〔体験利用加算の見直し〕 × 地域移行支援

[現 行] [見直し後]

<u>300単位／日</u>	<u>500単位／日</u> (初日から5日目まで) +50単位／日 × 地域生活支援拠点等の場合
	250単位／日 (6日目から15日目まで) +50単位／日 × 地域生活支援拠点等の場合

〔体験宿泊支援加算【新設】〕 × 施設入所支援 120単位／日

〔体験宿泊加算の見直し〕 × 地域移行支援

[現 行]

イ 体験宿泊加算(I)	<u>300単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算(II)	<u>700単位／日</u>

[見直し後]

イ 体験宿泊加算(I)	<u>350単位／日</u>
ロ 体験宿泊加算(II)	<u>750単位／日</u>

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)

地域生活支援拠点等について

3. 地域生活支援拠点等

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護(障害者支援施設が行う生活介護を除く。)に創設する。

《重度障害者支援加算(新設)》

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合

(体制加算) 7単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合

(個人加算) 180単位／日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ (4)の加算については、拠点等の機能を「担う」「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所を含む。)を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

《地域体制強化共同支援加算(新設)》 2,000単位／月(月1回を限度)

整備済の自治体等の声 ①

北海道根室圏域

- 各市町の社会資源に偏りがあったが、拠点等コーディネーターが広域で調整を図り、体験の機会・場の提供や緊急時の受け入れ・対応など、障がいのある人等が安心して暮らせるよう、地域の関係者が連携した支援体制を構築することができるようになった。

愛知県半田市

- 緊急時のショートステイの先として、これまで市内高齢施設と協定を締結していたが、重度の障がい者や医療的ケア児の受け入れにあたっては高齢施設では難しいため、地域生活支援拠点等の整備をきっかけに入所施設及び障がい児通所施設の2か所と新たに協定を締結し体制を強化した。
- 強度行動障がいの方や医療的ケア児の方が安心して地域で生活できるように、半田市障がい者自立支援協議会に強度行動障がい支援及び医療的ケア児に係る支援のプロジェクトチームを発足し、専門性の高い人材育成のための研修や地域で支える仕組みづくりなどに取り組み、支援の充実を図っている。

広島県廿日市市

- 本市の協議会である「はつかいち福祉ねっと」に設置した「地域生活支援システムプロジェクト(平成28年度～)」において、障がいのある人、家族、事業所などとの協議を重ね、市独自に「地域生活支援システム緊急時受入等実施要綱」を制定した。
- 現在は、順次、市内事業者との委託契約の締結を進めるとともに、相談支援専門員の協力により、サービス等利用計画更新時等の機会を活用して「緊急時連絡票(兼登録申請書)」の作成に着手しはじめた段階である。
- 取組を進めるにあたって最も良かった点は、「わが町に合ったスタイル」の検討プロセスを通して、それぞれの立場を理解しながら、課題の解決方法等を議論できるようになったことである。
- 本市では、プロジェクトにおいて緊急的なニーズとして整理された「緊急時の受け入れ・対応」から集中的に検討を進めたが、今後もプロジェクトやその他専門部会での取組を継続することで、地域生活支援拠点等の各種機能の整備を進め、関係者から出されている「関係機関相互の連携による支援体制の確立」、「安心して暮らし続けることができる廿日市市の実現」という期待の声に応えることができるよう取り組み続けたいと考えている。

整備済の自治体等の声 ②

山口県宇部市

- 年間での空床を確保している緊急ショートステイを利用する前のアセスメントや送迎、民間アパートで実施している地域生活体験事業を利用するためのプランの作成を相談支援事業所が担うことで、安心した受入体制へ繋がるとともに、各機能のより一層の有機的な連携が可能となった。

香川県中讃東圏域

- 短期入所等の事業所の協力を得て、圏域内における常時の緊急時受入れ体制を確保し、コーディネーターが調整することで、困難なケースにも円滑に対応できる体制を整備でき、将来の安心につながった。また、地域生活支援拠点等の整備を通じて、行政や相談支援事業所、福祉サービス事業所などが地域課題を共有し、地域全体で支えるという気運が高まった。

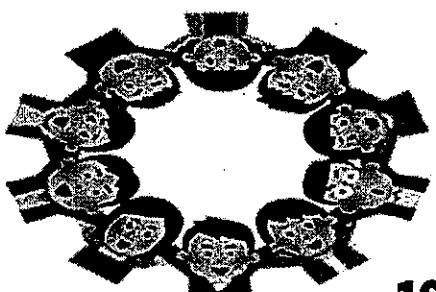
大分県別府市

- 自立支援協議会の中でコーディネーターが中心となり、実践における課題をプラスアップする仕組みを構築することで、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の資質向上に繋がるとともに、市内で偏りのない相談サービスを提供出来るようになり、誰でも相談できる体制が整い、相談者の利便性の向上につながった。

○ 各自治体等におかれましては、本パンフレットに収められている内容を参考に、各地域のニーズを把握し、課題の共有といった、地域分析(アセスメント)を十分に行い、“PDCA”的視点で、それぞれの自治体等において、拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図ることによって、拠点等の整備や必要な機能の強化・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○ 今後、各種多様な形の拠点等の好事例が“のれん分け”され、全国に縦横的に展開されることにより、全国各地で拠点等の構築や地域の課題やニーズに応える運営が広がることを期待しております。

各立場を超えた連携・協働をお願いします!



7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてももらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

なお、その際の見守りにかかる時間については、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30年3月30日付事務連絡）において既にお示ししているとおり、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるので留意願いたい。

(2) 重度訪問介護の同行支援について

平成30年4月から、2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分6の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを報酬算定しているところであるが、同行支援の支給決定に1ヶ月以上を要することや、新任の従業者が事業所に採用されても必要なときに迅速に同行支援の支給決定がされないなどの声が寄せられている。

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」（平成30

年3月30日付事務連絡)問38において、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えないとしているところであるが、支給決定に当たり、各市町村で受給者証の記載方法や利用可能時間、従業者数の考え方等の取り扱いに差が生じている。

このため、同行支援の取扱いに係る留意事項について追ってお示しする予定であるので、ご承知おきいただきたい。

(3) 同行援護の従業者養成研修について

同行援護の従業者養成研修については、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において盲ろう者が同行援護を利用しやすくするための改定や平成29年度障害者総合福祉推進事業「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効果的な実施に関する研究」の成果を踏まえ、平成30年度障害者総合福祉推進事業において「同行援護従事者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する研究」を実施し研修カリキュラムの見直しを図ることとしている。

詳細については追ってお示しすることとするが、同行援護従事者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成研修カリキュラムの研修内容が重複すると考えられる科目の免除の可否等について検討しているので、ご承知おきいただきたい。

(4) 行動援護の従業者要件について

① 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は平成33(2021)年3月31日までの経過措置である。

このため各都道府県におかれては、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

② 従業者養成研修カリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修の研修カリキュラムについては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、研修カリキュラムの見直しが予定されていることから、行動援護の従業者養成研修のカリキュラムについても見直しを予定している。詳細については追

ってお示しする予定なので、ご承知おきいただきたい。

(5) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② その他

訪問系サービスの質の向上のため、昨年度開催された障害保健福祉関係主管課長会議においてもお願いしたところであるが、訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行うこととしていることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれでは引き続き勧奨されたい。

- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

(6) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に3時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを見定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

(エ) また、利用者から「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声が寄せ

られているところである。

重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

なお、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的な内容等の

事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で既にお示ししているところであるが、今般この通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

⑤ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものが無い障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただこうと周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付事務連絡)において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。【関連資料3】

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが

可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう改めてお願ひする。

(7) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成30年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

各都道府県におかれでは、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願ひしたい。

関連資料 1

事務連絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

関連資料2

事務連絡
平成19年2月16日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編を行ったところですが、
障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただき
たく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係
電話 03-5253-1111 (内線 3038)
FAX 03-3591-8914

記

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

（1）重度訪問介護については、

- ・1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

（2）このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

関連資料3

事務連絡

平成27年2月18日

各 都道府県
指定都市
中核市 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと

- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が隨時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

8 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の作成について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために「調達方針」を作成しなければならないこととされている。

これは、法に定められた義務となっているにもかかわらず、都道府県においては、全都道府県において調達方針が作成されている一方で、市町村においては、調達方針が作成されていないため、調達実績がない市町村もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところもあれば、作成率が低いところもある。調達方針の作成率は年々上昇しているものの、平成30年3月31日時点における調達方針の作成率は、市町村で95.2%となっている。【関連資料1】

調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、国及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を推進することが重要であるとともに、様々な生産活動や就労の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることから、調達方針の作成について徹底し、調達の推進に取り組んでいただきたい。

また、平成28年度から各都道府県の管内市町村の調達方針作成率を公表するとともに、調達方針未作成の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表している。

なお、例年お願いしているところであるが、平成31年度（2019年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも2018年度の出納整理期間が終わる2019年5月には未作成の市町村も含めて作成できるよう、速やかな作成をお願いするとともに、2019年度中に管内市町村の調達方針の作成率を100%としていただきたい。

（参考URL：平成29年度末現在の市町村ごとの調達方針作成状況）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000451071.pdf>

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成 29 年度の調達実績について

平成 29 年度の都道府県における調達実績は、約 28 億円、市町村における調達実績は約 124 億円であり、国等も含め合計では約 177 億円と、平成 28 年度から約 6 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、4 年連続で増加している。【関連資料 2】

同法第 9 条第 5 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遗漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成 30 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料 3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組や更なる調達の推進について

平成 29 年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約 177 億円であり、平成 28 年度から約 6 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見されるところである。

昨年 11 月に、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について（平成 30 年 11 月 12 日障障発 1122 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）においても依頼しているが、毎年作成する調達方針における目標を達成するなど引き続き障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

また、昨年 12 月からは、国、都道府県だけでなく全市町村ごとの調達実績額や、国、都道府県、市町村等の担当・連絡先も厚生労働省のホームページにおいて公表しているので、実績額の多い市町村の取組なども参考に取組を進めていただきたい。

（参考 URL：市町村における調達実績額、担当窓口一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02399.html

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためにには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれでは、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成27年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援B型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているので、管内の市町村や事業所など、幅広く周知し、発注にあたり積極的に活用していただくとともに、全国の障害者就労施設等の情報に関しても厚生労働省のホームページにおいて参照可能としているので活用していただきたい。

(参考URL：全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

(障害者就労施設等情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02816.html

③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用していただきたい。

また、平成28年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図るための取組に対する支援を行う予算（補助率10／10）を確保しているので、共同受注窓口の体制を強化するためにも、積極的に活用していただきたい。【関連資料4】

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているので、参考にしていただきたい。

④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の業務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

また、平成29年3月に内閣府から、災害時用備蓄物品の障害者就労施設等からの優先調達への配慮を求められたところである【関連資料5】

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）や自治体の取組事例を掲載しているので、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にしていただきたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

(参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた自治体等の取組事例)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

⑤ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」も踏まえた取組の推進について

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について（平成30年11月12日障障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）においても通知したところであるが、今後、障害者優先調達推進法の更なる推進に向けて、障害者就労施設等からの調達において創意・工夫等している取組なども順次情報提供していく予定であることから、各都道府県・市町村におかれても、調達方針において定めている目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただくことをお願いしたい。【関連資料6】

9 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについても当該加算を創設したことから、各都道府県におかれでは、研修の実施について更なる積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算の算定要件の経過措置については、平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとしているが、「重度障害者支援加算及び強度行動障害児特別支援加算に係る経過措置の終了について」（平成 31 年 2 月 27 日事務連絡）においてご連絡したとおり、当該研修の受講状況等を踏まえて、当該日をもって終了とするので、各都道府県におかれでは必要な養成者が受講できるよう遗漏のないように対応をお願いする。

また、地域生活支援事業の「地域生活支援促進事業」に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用し、本研修を積極的に実施していくだくようお願いする。

今後の予定としては、近日中に各都道府県に対し平成 31 年度の両事業に係る要望見込額の提出を依頼し、申請手続までに事前調整を行うこととしているので、予めご承知おき願いたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 31 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、6 月 4 日・5 日（基礎研修）、6 月 6 日・7 日（実践研修）に国立障害者リハビリテーションセンター学院において研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

(2) 強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム等の見直し

平成 25 年度から「強度行動障害支援者養成研修」を実施しているが、5 年以上経過していることから、更なる質の高い、かつ、より専門的で効果的なカリキュラムが求められているところである。また、研修内容については均一な研修水準とすることが課題となっている。

今後、「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）」や「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究（平成 31 年度障害者総合福祉推進事業）」を踏まえ、現行のカリキュラムの見直しやテキスト等の検討、作成を予定しているので、詳細は来年度以降にお知らせするが、あらかじめご承知おき願いたい。

(3) 強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨をご理解いただき、遺漏なき取扱いがなされるようにお願いする。

(4) 介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれでは、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成 29 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成 30 年度分も引き続き実施する予定であるが、調査項目等の見直しを検討した上で、来年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

また、現在、「介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業）」を実施しているところであるが、当該調査研究を踏まえ、今後、現行のテキスト（第3号研修）の改訂を行い、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

（5）精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

については、各自治体（県レベル・市町村レベル）における、両分野の連携を進めることが必要であり、現在、障害福祉制度における都道府県地域生活支援事業の任意事業として、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修」を実施しているところであるが、今後、さらに両分野の従事者に対する精神障害者への理解や関係機関との連携の促進に向けた実効性の高い研修等の検討を行う観点から、平成30年度障害者総合福祉推進事業において、（一社）日本介護支援専門員協会が「精神障害者の地域生活支援に係る、介護支援専門員・介護福祉士等の研修ニーズに関する調査」を実施しているところである。

当該事業の結果を踏まえ、今後上記研修の見直しを行う予定であるが、各都道府県におかれましては、両分野の担当者で連携して現状を御了知いただきとともに、今後適時情報提供させていただく内容を関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう、協力をお願いする。